

インターネット接続サービス契約約款

(OT インターネット・イーサ)

(OT インターネット・イーサ(シェア型))

(OT インターネット・DC コネクト)

2025年10月

OTNet

OTNet 株式会社

目 次

第1章 総 則.....	1
第1条（約款の適用）	1
第2条（約款の変更）	1
第3条（用語の定義）	1
第2章 サービスの提供区域	2
第4条（サービスの提供区域）	2
第3章 サービスの品目	2
第5条（サービスの品目）	2
第4章 契 約.....	2
第6条（契約の種別）	2
第7条（契約の単位）	3
第8条（契約者回線の終端）	3
第9条（収容サービス取扱局）	3
第10条（契約申込の方法）	3
第11条（契約申込の承諾）	3
第12条（最低利用期間）	3
第13条（品目の変更）	4
第14条（契約者回線の移転）	4
第15条（契約者回線の異経路）	4
第16条（契約者回線の利用の一時中断）	4
第17条（その他の契約内容の変更）	4
第18条（契約に基づく権利の譲渡の禁止）	4
第19条（契約者が行う契約の解除）	4
第20条（当社が行う契約の解除）	4
第21条（その他の提供条件）	5
第5章 付加機能.....	5
第22条（付加機能の提供）	5
第6章 端末設備の提供等.....	5
第23条（端末設備の提供）	5
第24条（端末設備の移転）	5
第25条（端末設備の利用の一時中断）	5
第7章 回線相互接続	5
第26条（当社又は他社の電気通信回線の接続）	5
第27条（他社接続回線との相互接続）	6
第28条（接続休止）	6
第8章 利用中止等.....	6
第29条（利用中止）	6

第 30 条（利用停止）	6
第 9 章 通 信	7
第 31 条（通信利用の制限等）	7
第 10 章 料 金 等	8
第 1 節 料金及び工事に関する費用	8
第 32 条（料金及び工事に関する費用）	8
第 2 節 料金等の支払義務	8
第 33 条（料金の支払義務）	8
第 34 条（手続きに関する料金の支払義務）	9
第 35 条（工事費の支払義務）	9
第 36 条（設備費の支払義務）	9
第 3 節 料金の計算方法等	9
第 37 条（料金の計算方法等）	9
第 4 節 割増金及び遅延損害金	10
第 38 条（割増金）	10
第 39 条（遅延損害金）	10
第 11 章 保 守	10
第 40 条（契約者の維持責任）	10
第 41 条（契約者の切分責任）	10
第 42 条（修理又は復旧の順位）	10
第 12 章 損害賠償	11
第 43 条（責任の制限）	11
第 44 条（免責）	11
第 13 章 雑 則	12
第 45 条（承諾の限界）	12
第 46 条（利用に係る契約者の義務）	12
第 47 条（契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等）	12
第 48 条（サービスの技術的事項及び技術資料の閲覧）	12
第 49 条（法令に規定する事項）	12
第 50 条（閲覧）	12
第 14 章 附帯サービス	13
第 51 条（附帯サービス）	13
別 記	14
1 サービスの提供区域等	15
2 契約者の地位の承継	15
3 契約者の氏名等の変更	15
4 契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等	15
5 自営端末設備の接続	16

6 自営端末設備に異常がある場合等の検査	16
7 自営電気通信設備の接続	16
8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査	17
9 当社の維持責任	17
10 IP アドレス又はドメイン名に係る申請手続きの代行等	17
11 トラフィックレポートの発行.....	17
12 新聞社等の基準	17
13 技術資料の項目	18
料 金 表.....	19
通 則.....	20
第1表 料金	22
第1 臨時契約以外に係るもの.....	22
1 適用	22
2 料金額	24
（1）使用料	24
（2）加算料	25
（3）加算額	25
（4）特別な電気通信設備の使用料	25
（5）離島加算額	25
（6）紙請求書発行手数料	25
第2 臨時契約に係るもの	25
第2表 工事に関する費用.....	26
第1 工事費	26
1 適用	26
2 工事費の額.....	26
第2 設備費	27
1 適用	27
2 設備費の額.....	27
第3表 附帯サービスに関する料金等	27
第1 トラフィックレポート	27
1 トラフィックレポートの発行	27
2 料金額	27
第2 申請手数料	28
第3 ドメイン名維持管理料	28
第4 固定 I P 変更登録手数料	28
別 表.....	29
別表 基本的な技術的事項	30
1 回線終端装置の技術的事項	30

附 則.....	31
----------	----

第1章 総 則

第1条（約款の適用）

当社は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)の規定に基づき定めるインターネット接続サービス契約約款（以下「約款」といいます。）により、サービスを提供します。

第2条（約款の変更）

当社は、法令の規定に従い、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

- 2 当社は、前項の変更を行う場合は、この約款を変更する旨及び変更後の約款の内容並びに効力発生時期を、契約者に対し、当社ホームページにおける掲載その他の適切な方法で周知します。
- 3 契約者は、前項の周知をしたときは、当該周知を電気通信事業法に基づく契約者への説明方法とすることについて了解していただきます。

第3条（用語の定義）

この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使います。

用 語	用 語 の 意 味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 インターネット接続網	サービス提供区域（当社が別記1に定める区域をいいます。）内において、主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
4 サービス	インターネット接続網を使用して行う電気通信サービス
5 サービス取扱局	電気通信設備を設置し、それによりサービスを提供する当社の事業所
6 サービス取扱所	サービスに関する契約事務を行う当社の事務所
7 取扱局交換設備	サービス取扱局に設置される交換設備（その交換設備に接続される遠隔集線装置を含みます。）
8 契約	当社からサービスの提供を受けるための契約（臨時契約となるものを除きます。）
9 臨時契約	30日以内の利用期間を指定して当社からサービスの提供を受けるための契約
10 契約者	当社と契約又は臨時契約を締結している者
11 契約者回線	契約又は臨時契約に基づいて、取扱局交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される1の電気通信回線
12 収容サービス取扱局	その契約者回線の収容される取扱局交換設備が設置されているサービス取扱局

13 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく相互接続に係る電気通信設備の接続点
14 接続回線	相互接続点にその一端が終端する電気通信回線
15 他社接続回線	相互接続点において、接続回線と相互に接続する電気通信回線であって、当社以外の電気通信事業者が設置するもの
16 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
17 端末設備	契約者回線の終端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
18 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
19 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
20 技術基準等	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及び当社が別に定める端末設備等の接続の技術的条件
21 回線終端装置	契約者回線の終端の場所に当社が設置する装置
22 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額、並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 サービスの提供区域

第4条（サービスの提供区域）

当社のサービスは、当社が別記1に定める提供区域において提供します。

第3章 サービスの品目

第5条（サービスの品目）

当社のサービスには、この約款の料金表（以下「料金表」といいます。）に規定する品目があります。

第4章 契 約

第6条（契約の種別）

サービスの契約には、次の種別があります。

- （1）契約
- （2）臨時契約

第7条（契約の単位）

当社は、契約者回線1回線ごとに1の契約又は臨時契約を締結します。この場合、契約者は、1の契約につき1人に限ります。

第8条（契約者回線の終端）

当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあって、堅固に施設できる地点に回線終端装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。

- 2 当社は、前項の地点を定めるときは、契約者と協議します。

第9条（収容サービス取扱局）

契約者回線は、その契約者回線の終端のあるサービス取扱局の取扱局交換設備に収容します。

- 2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由により、収容サービス取扱局を変更することがあります。

第10条（契約申込の方法）

契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うサービス取扱所に提出していただきます。

- （1）契約の種別
- （2）契約者回線の終端の場所
- （3）サービスの品目
- （4）その他サービスの内容を特定するために必要な事項

第11条（契約申込の承諾）

当社は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 当社は、臨時契約の申込みがあった場合は、申込みのあった契約者回線を設置するために必要な電気通信設備に余裕があるときに限り、その申込みを承諾します。
- 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その契約又は臨時契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - （1）契約者回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
 - （2）契約又は臨時契約の申込みをした者がサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - （3）その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第12条（最低利用期間）

サービスの契約については、料金表に定めるところにより最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、サービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。
- 3 契約者は、前項の最低利用期間内に契約の解除、品目の変更、契約者回線の移転があった場合は、当社が

定める期日までに、料金表に規定する額を支払っていただきます。

第 13 条（品目の変更）

契約者は、サービスの品目の変更を請求することができます。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第 11 条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

第 14 条（契約者回線の移転）

契約者は、契約者回線（臨時契約を締結しているものを除きます。）の移転の請求をすることができます。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第 11 条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

第 15 条（契約者回線の異経路）

当社は、当社の業務の遂行上支障がない場合において、契約者の請求に基づき、その契約者回線（臨時契約を除きます。）を通常の経路以外の当社が指定する経路（以下「異経路」といいます。）により設置します。

第 16 条（契約者回線の利用の一時中断）

当社は、契約者から請求があったときは、契約者回線の利用の一時中断（その契約者回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第 17 条（その他の契約内容の変更）

当社は、契約者から請求があったときは、第 10 条（契約申込の方法）第 4 号に規定する契約内容の変更を行います。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第 11 条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

第 18 条（契約に基づく権利の譲渡の禁止）

契約者が契約に基づいてサービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

第 19 条（契約者が行う契約の解除）

契約者は、契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめサービス取扱所に書面により通知していただきます。

第 20 条（当社が行う契約の解除）

当社は、第 30 条（利用停止）の規定によりサービスの利用停止をされた契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その契約を解除することがあります。

- 2 当社は、契約者が次のいずれか該当した場合には、前項の規定にかかわらず、サービスの利用停止をしないでその契約を解除できるものとします。
 - (1) 契約者が第 30 条（利用停止）の規定に該当する場合、または申込の際に申告事項に虚偽の記載がある場合において、当社の業務の遂行上著しい支障を及ぼすと当社が判断したとき。
 - (2) 契約者に対する差押え、または仮差押えの申し立てがあったとき。
 - (3) 契約者に対する破産、民事再生手続、個人債務者再生手続の申し立てがあったとき。

(4) 契約者と連絡が取れず、当社がサービスの提供に必要な情報を得ることができない状態が、一定期間継続したとき。

(5) 契約者回線の終端の場所に契約者の居住事実がないとき、若しくは居住地が判明しないとき。

(6) 契約者が死亡または解散したことを当社が知ったとき。

3 当社は、前2項の規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

第21条（その他の提供条件）

契約に関するその他の提供条件については、当社が別記に定めるところによります。

第5章 付加機能

第22条（付加機能の提供）

当社は、契約者から請求があったときは、料金表に定めるところにより付加機能を提供します。

第6章 端末設備の提供等

第23条（端末設備の提供）

当社は、契約者回線について、料金表に定めるところにより端末設備を提供します。

第24条（端末設備の移転）

当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

第25条（端末設備の利用の一時中断）

当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断（その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第7章 回線相互接続

第26条（当社又は他社の電気通信回線の接続）

契約者は、その契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して契約者回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称、その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面をサービス取扱所に提出していただきます。

2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以

外の電気通信事業者の契約約款によりその接続が制限されるときを除いて、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

- 3 契約者は、その接続について、第1項の規定によりサービス取扱所に提出した書面に記載した事項について変更しようとするときは、当社所定の書面によりその変更の請求をしていただきます。この場合、当社は前項の規定に準じて取り扱います。
- 4 契約者は、その接続を廃止しようとするときは、そのことをあらかじめ書面によりサービス取扱所に通知していただきます。

第27条（他社接続回線との相互接続）

当社は、接続回線に係る申込又は接続回線の移転の請求を承諾したときは、その接続回線に係る相互接続点において、指定のあった他社接続回線との接続を行います。

第28条（接続休止）

当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止若しくは相互接続協定の解除又は相互接続協定に係る電気通信事業者の電気通信事業の休止により、契約者がその接続回線に係るサービスを全く利用することができなくなったときは、その接続回線に係るサービスについて、接続休止とします。

ただし、その接続回線に係るサービスについて、契約者から移転、利用の一時中断若しくは他社接続回線の変更の請求又は契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

- 2 当社は、前項の規定により、接続休止をしようとするときは、あらかじめ、その接続回線に係る契約者にそのことを通知します。
- 3 接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、その接続回線に係る契約は、解除されたものとして取り扱います。
この場合は、その接続回線に係る契約者にそのことを通知します。

第8章 利用中止等

第29条（利用中止）

当社は、次の場合には、サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 第31条（通信利用の制限等）の規定により、通信利用を中止するとき。
- 2 当社は、前項の規定によりサービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。
ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第30条（利用停止）

当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間（そのサービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったサービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）が支払われないときは、その料金その他の債務

が支払われるまでの間)、そのサービスの利用を停止することがあります。

(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(2) 第46条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したとき。

(3) 当社の承諾を得ずに、契約者回線に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。

(4) 契約者回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線から取りはずさなかったとき。

2 当社は、前項の規定によりサービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

第9章 通 信

第31条(通信利用の制限等)

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがある場合で必要と認めたときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、)以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関 水防機関 消防機関 災害救助機関 警察機関(海上保安機関を含みます。以下同じとします。) 防衛機関 輸送の確保に直接関係がある機関 通信の確保に直接関係がある機関 電力の供給の確保に直接関係がある機関 ガスの供給の確保に直接関係がある機関 水道の供給の確保に直接関係がある機関 選挙管理機関 当社が別記に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関 預貯金業務を行う金融機関 国又は地方公共団体の機関

2 当社は、当社が設置した電気通信設備がサービスの利用に重大な障害を及ぼす恐れがあることが判明した場合、予防措置として当該電気通信設備の修理、又は、改善を行うために、サービスの利用を中止する措置をとることがあります。

3 通信が著しく輻輳したとき、又はその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由するこ

となるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

- 4 契約者が、当社のサービスの提供、他の契約者のサービスの利用又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし若しくは及ぼすおそれのある場合は、その契約者回線の最大符号伝送速度など通信の利用を制限する場合があります。
- 5 当社は、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手段を用いて行われる当社所定の電気通信を検知し、当該電気通信に割り当てる帯域を制御すること等により、電気通信の速度や通信量を制限することがあります。

第10章 料 金 等

第1節 料金及び工事に関する費用

第32条（料金及び工事に関する費用）

当社が提供するサービスの料金は、料金表に定めるところによります。

- 2 当社が提供するサービスの工事に関する費用は、料金表に定めるところによります。

第2節 料金等の支払義務

第33条（料金の支払義務）

契約者は、その契約（臨時契約を含みます。以下同じとします。）に基づいて当社がサービスの提供を開始した日から起算して、契約の解除、契約者回線の廃止（以下この条において「解除等」といいます。）があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除等があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表に規定する料金の支払いを要します。

- 2 前項の期間において、利用の一時中断等によりサービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

（1）利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

（2）利用停止があったときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

（3）前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、サービスを利用できなかった期間中の料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、そのサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合（2欄から4欄までに該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。但し、台風等の自然災害を起因としてサービスを全く利用できない場合を除きます。	そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのサービスについての料金

2 当社の故意又は重大な過失によりそのサービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのサービスについての料金
3 契約者回線の移転、接続変更に伴って、サービスを利用できなくなった期間が生じたとき（契約者の都合によりサービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。）。	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのサービスについての料金
4 接続回線の接続休止をしたとき	接続回線の接続休止をした日から起算し再び利用できる状態とした日の前日までの期間に対応するその接続回線（当社が設置する端末設備を含みます。）についての料金

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第 34 条（手続きに関する料金の支払義務）

契約者は、サービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

第 35 条（工事費の支払義務）

契約者は、契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表に規定する工事費の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第 36 条（設備費の支払義務）

契約者は、特別な電気通信設備の新設等を要する契約の申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表に規定する設備費の支払いを要します。ただし、契約者回線の設備等の工事の着手前にその契約の解除又は工事の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合には、この限りではありません。この場合、既にその設備費が支払われているときは、当社は、その設備費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事（解除等を行う前に設備費の支払いを要することとなっていた部分に限ります。）の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第 3 節 料金の計算方法等

第 37 条（料金の計算方法等）

料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払い方法は、料金表通則に定めるところによります。

第4節 割増金及び遅延損害金

第38条（割増金）

契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

第39条（遅延損害金）

契約者は、料金その他の債務（遅延損害金を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの日数について、年10%の割合で計算して得た額を遅延損害金として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第11章 保 守

第40条（契約者の維持責任）

契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

第41条（契約者の切分責任）

契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

- 2 前項の確認に際して、契約者から請求があったときは、当社は、サービス取扱局において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
- 3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第42条（修理又は復旧の順位）

当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第31条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従って電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りです。

順 位	修理又は復旧する電気通信設備
-----	----------------

1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 当社が別記に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第 1 順位となるものを除きます。）
3	第 1 順位及び第 2 順位に該当しないもの

第 12 章 損害賠償

第 43 条（責任の制限）

当社は、サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのサービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、第 33 条（料金の支払義務）第 2 項第 3 号の表の 1 欄に規定する時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降のその状態が連続した時間（第 33 条（料金の支払義務）第 2 項第 3 号の表の 1 欄に規定する時間の倍数である部分に限り、）に対応するそのサービスに係る料金額（そのサービスの一部を全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金）を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

3 当社の故意又は重大な過失によりサービスの提供をしなかったときは、前 2 項の規定は適用しません。

第 44 条（免責）

当社は、サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、端末設備等の接続の技術的条件（以下この条において「技術的条件」といいます。）の規定の変更（サービス取扱局に設置する電気通信設備の変更に伴う技術的条件の規定の変更を含みます。）により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改

造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第 13 章 雑 則

第 45 条（承諾の限界）

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした契約者に通知します。ただし、この約款において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

第 46 条（利用に係る契約者の義務）

契約者は次のことを守っていただきます。

- （１）当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変、その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
- （２）通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- （３）当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- （４）当社が契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

- 2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

第 47 条（契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等）

契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等については、当社が別記 4 に定めるところによります。

第 48 条（サービスの技術的事項及び技術資料の閲覧）

サービスにおける基本的な技術的事項は、別表のとおりとします。

- 2 当社は、当社が指定するサービス取扱所において、サービスを利用する上で参考となる事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

第 49 条（法令に規定する事項）

サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第 50 条（閲覧）

この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第 1 4 章 附帯サービス

第 51 条（附帯サービス）

サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記 1 0、1 1 の定めるところによります。

別 記

1 サービスの提供区域等

- (1) 当社のサービスは、次に掲げる対象サービスと区域において提供します。

対象サービス：OT インターネット・イーサ及び、OT インターネット・イーサ(シェア型)

県	市町村
沖縄県	那覇市 沖縄市 宜野湾市 浦添市 名護市 糸満市 うるま市（津堅島を除く） 豊見城市 南城市（久高島を除く） 宮古島市 石垣市 本部町（水納島を除く） 金武町 与那原町 嘉手納町 北谷町 南風原町 西原町 八重瀬町 国頭村 東村 大宜味村 今帰仁村（古宇利島を除く） 恩納村 読谷村 宜野座村 北中城村 中城村

- (2) 当社のサービスは、次に掲げる対象サービスと拠点において提供します。

対象サービス：OT インターネット・DC コネクト

拠点名	OCT 那覇データセンター（略称：ONDC）
住 所	沖縄県那覇市

2 契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、速やかにサービス取扱所に通知していただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを通知していただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の通知があるまでの間、その相続人のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 契約者の氏名等の変更

契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったときは、これを証明する書類を添えて、速やかにサービス取扱所に通知していただきます。

4 契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等

- (1) 契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が契約者回線等を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。
- (2) 当社が契約に基づいて設置する端末設備その他の電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。
- (3) 契約者は、契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

5 自営端末設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、事業法第 53 条第 2 項（同法第 104 条第 4 項において準用する場合を含む。）、同法第 58 条（第 104 条第 7 項において準用する場合を含む。）又は同法第 65 条の規定により表示が付されている端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続が事業法施行規則第 31 条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者がその自営端末設備を変更したときについても、(1)から(4)の規定に準じて取り扱います。
- (6) 契約者は、その契約者回線等に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

6 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他の事業法施行規則 32 条第 2 項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を契約者回線等から取りはずしていただきます。

7 自営電気通信設備の接続

- (1) 契約者は、契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、事業法第 52 条第 1 項第 2 号による総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

- (5) 契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(4)の規定に準じて取り扱います。
- (6) 契約者は、その契約者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

- (1) 契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営電気通信設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第 32 条第 2 項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営電気通信設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営電気通信設備を契約者回線から取りはずしていただきます。

9 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持します。

10 IP アドレス又はドメイン名に係る申請手続きの代行等

- (1) 当社は、契約者から請求があったときは、その契約者に代わって日本ネットワークインフォメーションセンター及び日本レジストリサービス（以下「JPNIC 等」といいます。）にその契約に係る IP アドレス（インターネットプロトコルで定めているアドレスをいいます。）の割当て若しくは返却又はドメイン名（JPNIC 等によって割り当てられる組織を示す名称をいいます。以下同じとします。）の割当て、変更若しくは廃止の申請手続き等を行います。この場合、契約者は、JPNIC 等に対して支払いを要することとなる金額について当社が代位弁済することを承諾していただきます。
- (2) (1)の場合、契約者は、料金表に定める手数料を支払っていただきます。
- (3) 契約者は、当社が接続承認を行ったドメイン名を利用する場合は、料金表に定める料金を支払っていただきます。

11 トラフィックレポートの発行

- (1) 当社は 契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、サービスに係るトラフィックレポートを発行します。
- (2) 契約者は、前項の請求をし、そのトラフィックレポートの発行を受けたときには、料金表に定める料金を支払っていただきます。

12 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準の全てを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社

	(1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的としてあまねく発売されること。 (2) 発行部数が、1 の題号について 8,000 部以上であること
2 放送事業者	電波法（昭和 25 年法律第 131 号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1 欄の基準の全てを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を提供することを主な目的とする通信社

13 技術資料の項目

項 目
自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件 (1) 物理的条件 (2) 電氣的条件及び光学的条件 (3) 論理的条件

料 金 表

通 則

（料金表の適用）

- 1 サービスに関する料金及び工事に関する費用、各種手数料は、この料金表に規定するほか、当社が別に定めるところによります。

（料金等の変更）

- 2 当社は、サービスに関する料金又は工事に関する費用、各種手数料を変更することがあります。この場合には、変更後の料金又は工事に関する費用、各種手数料によります。

（料金の計算方法）

- 3 当社は、契約者がその契約（臨時契約を締結している者を除きます。）に基づいて支払う料金を暦月に従って計算します。
- 4 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定められる料金（以下「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割りします。
 - （１） 暦月の初日以外の日にサービスの提供開始（端末設備についてはその提供開始）があったとき。
 - （２） 暦月の初日以外の日にサービスの解除（端末設備についてはその廃止）があったとき。
 - （３） 暦月の初日にサービスの開始（端末設備についてはその提供開始）を行い、その日にサービスの解除（端末設備についてはその廃止）があったとき。
 - （４） 暦月の初日以外の日にサービスの品目等の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき、この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - （５） 第 33 条（料金の支払い義務）第 2 項第 3 号の表の規定に該当するとき
- 5 4 の規定による月額料金の日割は暦日数により行います。

（料金等の支払い）

- 6 契約者は、料金及び工事に関する費用、各種手数料について、当社が指定する期日までに、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 7 料金及び工事に関する費用、各種手数料は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

（端数処理）

- 8 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

（料金等の一括後払い）

- 9 当社は、当社に特別の事情がある場合は、6 及び 7 の規定にかかわらず、契約者の方の了承を得て、2 か月以上の料金を、当社が指定する日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

（料金前払いに伴う料金の減額）

- 10 契約者（臨時契約を締結している者を除きます。）は、サービスに関する料金について、当該月分を含む 6

ヶ月分又は1年分の料金を一時に支払うことができます。

ただし、当該月分の料金が日割りによるものであるとき、又は当該月分の料金が支払い末日までに支払われな
いときは、この限りではありません。

- 1 1 契約者が、10の規定により一時払いにより料金を支払う場合は、その料金を次の割引率で減
額します。

区 分	割 引 率
6ヶ月分の料金を一時払いにより支払う場合	1. 3 %
1年分の料金を一時払いにより支払う場合	3. 0 %

(消費税相当額の加算)

- 1 2 約款第33条(料金の支払義務)から第36条(設備費の支払義務)までの規定等により、料金表に定
める料金又は工事に関する費用、各種手数料について支払いを要するものとされている額は、この料金表に規
定する額(本体価格(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。))に基づき算定した
額に消費税相当額を加算した額とします。

(料金等の臨時減免)

- 1 3 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この料金表の規定にかかわらず、臨時に、その料
金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(閲覧)

- 1 4 この料金表において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第1表 料金

第1 臨時契約以外に係るもの

1 適用

区 分	内 容																																				
(1) 収容区域の設定	ア 当社は、サービス取扱局に契約者回線を収容する区域（以下「収容区域」といいます。）を定めます。 イ 収容区域は、行政区画、その地域の社会的、経済的、地理的条件、需要動向及び当社の電気通信設備の状況等を考慮して設定します。																																				
(2)品目に係る料金の適用	当社は、サービスに係る料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。 （１）対象サービス：OT インターネット・イーサ <table><tr><th>品 目</th><th>契約者回線インタフェース</th><th>上限伝送速度</th><th>最低伝送速度</th><th>内容</th></tr><tr><td>100M</td><td>100 Mb/s</td><td>100 Mb/s</td><td>10 Mb/s</td><td>当社網内において、契約者インタフェースが100 Mb/sの上限伝送速度が100 Mb/sまでの、最低伝送速度が10 Mb/sの符号伝送が可能なもの</td></tr><tr><td>300M</td><td>1 Gb/s</td><td>300 Mb/s</td><td>30 Mb/s</td><td>当社網内において、契約者インタフェースが1 Gb/sの上限伝送速度が300 Mb/sまでの、最低伝送速度が30 Mb/sの符号伝送が可能なもの</td></tr></table> （２）対象サービス：OT インターネット・イーサ(シェア型) <table><tr><th>品 目</th><th>契約者回線インタフェース</th><th>上限伝送速度</th><th>最低伝送速度</th></tr><tr><td>300M</td><td rowspan="3">1 Gb/s</td><td>300 Mb/s</td><td rowspan="3">最低帯域保証無し</td></tr><tr><td>500M</td><td>500 Mb/s</td></tr><tr><td>1G</td><td>1 Gbps</td></tr></table> （３）対象サービス：OT インターネット・DC コネクト <table><tr><th>品 目</th><th>契約者回線インタフェース</th><th>上限伝送速度</th></tr><tr><td>固定 IP1</td><td>1 Gb/s</td><td>1 Gbps</td></tr><tr><td>固定 IP8</td><td>1 Gb/s</td><td>1 Gbps</td></tr></table> 備 考 １ 契約者回線として提供する品目は、上限伝送速度と最低伝送速度の区分によります。なお、インターネット接続網は、インターネット接続網が通常状態にあり、網輻輳が発生していない場合において上記に規定する符号伝送が可能なものとします。 ２ 上記の品目と内容の符号伝送は、OSI 参照モデルのレイヤ２のイーサネットフレーム符号伝送とします。レイヤ３以上の符号伝送を保証するものではありません。	品 目	契約者回線インタフェース	上限伝送速度	最低伝送速度	内容	100M	100 Mb/s	100 Mb/s	10 Mb/s	当社網内において、契約者インタフェースが100 Mb/sの上限伝送速度が100 Mb/sまでの、最低伝送速度が10 Mb/sの符号伝送が可能なもの	300M	1 Gb/s	300 Mb/s	30 Mb/s	当社網内において、契約者インタフェースが1 Gb/sの上限伝送速度が300 Mb/sまでの、最低伝送速度が30 Mb/sの符号伝送が可能なもの	品 目	契約者回線インタフェース	上限伝送速度	最低伝送速度	300M	1 Gb/s	300 Mb/s	最低帯域保証無し	500M	500 Mb/s	1G	1 Gbps	品 目	契約者回線インタフェース	上限伝送速度	固定 IP1	1 Gb/s	1 Gbps	固定 IP8	1 Gb/s	1 Gbps
品 目	契約者回線インタフェース	上限伝送速度	最低伝送速度	内容																																	
100M	100 Mb/s	100 Mb/s	10 Mb/s	当社網内において、契約者インタフェースが100 Mb/sの上限伝送速度が100 Mb/sまでの、最低伝送速度が10 Mb/sの符号伝送が可能なもの																																	
300M	1 Gb/s	300 Mb/s	30 Mb/s	当社網内において、契約者インタフェースが1 Gb/sの上限伝送速度が300 Mb/sまでの、最低伝送速度が30 Mb/sの符号伝送が可能なもの																																	
品 目	契約者回線インタフェース	上限伝送速度	最低伝送速度																																		
300M	1 Gb/s	300 Mb/s	最低帯域保証無し																																		
500M		500 Mb/s																																			
1G		1 Gbps																																			
品 目	契約者回線インタフェース	上限伝送速度																																			
固定 IP1	1 Gb/s	1 Gbps																																			
固定 IP8	1 Gb/s	1 Gbps																																			
(3) 最低利用期間内に契約の解除があった場合の料金の	ア サービスには、臨時契約に係るもの及び異経路によるものを除いて、最低利用期間があります。 イ 契約者は、最低利用期間内に契約の解除があった場合は、第33条（料金の支																																				

適用	払義務) 及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する料金に相当する額を、一括して支払っていただきます。 ウ 契約者は、最低利用期間内に契約者回線の廃止、契約者回線の移転若しくは品目の変更があった場合は、変更前の料金の額から変更後の料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。 エ ウの場合に、品目の変更と同時に契約者回線の設置場所において、契約者回線の新設又は契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の料金を合算して行います。															
(4) 長期継続利用に係る料金の適用	ア 当社は、契約者から、その契約（臨時契約を除きます。以下この欄について同じとします。）に係る契約者回線について、次表に定める期間の継続利用（以下この欄において「長期継続利用」といいます。）の申請があった場合には、その期間における料金については、2の(1)の額から同表に規定する額を減額して適用します。この場合、長期継続利用には同表の2種類があり、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。 <table><tr><th>種 類</th><th>継続して利用する期間</th><th>料金の減額（円／月）</th></tr><tr><td>(ア) 3 年利用</td><td>3 年間</td><td>2の(1)の額に 0.1 を乗じて得た額</td></tr><tr><td>(イ) 5 年利用</td><td>5 年間</td><td>2の(1)の額に 0.2 を乗じて得た額</td></tr></table> イ 長期継続利用に係る料金については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日（契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、その契約者回線の提供を開始した日）から適用します。 ウ 長期継続利用に係る料金の適用の対象となる期間（以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。）には、契約者回線の利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとします。 エ 当社は、長期継続利用に係る契約者回線について、その契約の解除があった場合には、長期継続利用期間を廃止します。 オ 長期継続利用に係る契約者は、長期継続利用期間満了後も長期継続利用を継続しようとするときは、長期継続利用期間の満了日の10日前までに、新たに長期継続利用の種類を選択して、当社に申し出ていただきます。 カ 長期継続利用期間の中途における長期継続利用の種類の変更については、変更後の種類の長期継続利用期間が変更前の種類の長期継続利用期間よりも長くなる場合に限り行うことができます。 キ 前項の規定により長期継続利用の種類を変更したときは、変更後の種類の長期継続利用の料金については、その種類の変更を当社が承諾した日から適用します。この場合、変更後の種類の長期継続利用期間の満了日については、変更前の種類の長期継続利用の適用を開始した日から起算して算出します。 ク 長期継続利用に係る契約者は、長期継続利用期間の満了前に品目の変更によりその契約に係る料金が減少した場合又は長期継続利用の廃止があった場合には、それぞれ次に掲げる額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。 <table><tr><th>区 分</th><th>支払いを要する額</th></tr><tr><td>(ア) 品 目の変更により料金が減少した場合</td><td>残余の期間に対応する長期継続利用適用後の料金の差額（減少前の長期継続利用適用後の料金から減少後の長期継続利用後の料金を控除して得た額をいいます。）に 0.30 を乗じて得た額</td></tr><tr><td>(イ) 長期継続利用の廃止があった場合</td><td>残余の期間に対応する廃止前の長期継続利用適用後の料金に 0.30 を乗じて得た額</td></tr></table>	種 類	継続して利用する期間	料金の減額（円／月）	(ア) 3 年利用	3 年間	2の(1)の額に 0.1 を乗じて得た額	(イ) 5 年利用	5 年間	2の(1)の額に 0.2 を乗じて得た額	区 分	支払いを要する額	(ア) 品 目の変更により料金が減少した場合	残余の期間に対応する長期継続利用適用後の料金の差額（減少前の長期継続利用適用後の料金から減少後の長期継続利用後の料金を控除して得た額をいいます。）に 0.30 を乗じて得た額	(イ) 長期継続利用の廃止があった場合	残余の期間に対応する廃止前の長期継続利用適用後の料金に 0.30 を乗じて得た額
種 類	継続して利用する期間	料金の減額（円／月）														
(ア) 3 年利用	3 年間	2の(1)の額に 0.1 を乗じて得た額														
(イ) 5 年利用	5 年間	2の(1)の額に 0.2 を乗じて得た額														
区 分	支払いを要する額															
(ア) 品 目の変更により料金が減少した場合	残余の期間に対応する長期継続利用適用後の料金の差額（減少前の長期継続利用適用後の料金から減少後の長期継続利用後の料金を控除して得た額をいいます。）に 0.30 を乗じて得た額															
(イ) 長期継続利用の廃止があった場合	残余の期間に対応する廃止前の長期継続利用適用後の料金に 0.30 を乗じて得た額															

	ケ 長期継続利用の開始から1年以内にクの表の(イ)に該当する場合が生じた場合において、その期間内において支払われる料金の総額（同表に基づき算定した支払を要する額を含みます。）が、その契約者回線が最低利用期間内に契約の解除があったとみなした場合において支払われる料金の総額を下回る場合には、その差額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。
(5) 復旧等に伴い契約者回線の経路を変更した場合の料金	故障又は滅失した契約者回線の修理又は復旧をする場合に一時的にその経路を変更した場合の料金は、その契約者回線を変更前の経路において修理又は復旧したものとみなして適用します。
(6) 特別な電気通信設備の料金の適用	契約者回線において、当社が特別な電気通信設備を提供した場合に、特別な電気通信設備に係る料金を適用します。
(7) 付加機能に係る料金の適用	当社が提供する付加機能を利用した場合、2 料金額の（2）の額を適用します。
(8) 離島加算額の適用	契約回線において、1 サービスの提供区域等（1）に記載の提供場所が宮古島市、石垣市の場合、2 料金額の（5）の額を適用します。
(9) 紙請求書発行手数料の適用	紙請求書を提供した場合に、書面の発行1回ごとに、2 料金額の（6）の額を適用します。

2 料金額

（1） 使用料

当社は、サービスに係る料金額を適用するにあたって、次表のとおりを使用料定めます。

		契約者回線1回線ごとに
サービス	品 目	料 金 額（円／月） （本体価格）
OT インターネット・イーサ	1 0 0 M	1 2 3, 0 0 0
	3 0 0 M	2 5 0, 0 0 0
OT インターネット・イーサ （シェア型）	3 0 0 M	1 2 5, 0 0 0
	5 0 0 M	2 5 0, 0 0 0
	1 G	4 5 0, 0 0 0
OT インターネット・DC コ ネクト	固定 IP 1	3 0, 0 0 0
	固定 IP 8	4 0, 0 0 0
備考		
ア 当社は、上記品目の提供にあたり、固定 I P 8 個を標準として付与します。 （OT インターネット・DC コネクトは除く）		
イ 契約者は、固定 I P 8 個を超えて固定 I P 1 6 個又は固定 I P 3 2 個を申込みにより利用することができます。この場合、（2）加算料に定める料金を上記料金額に加算した料金額の支払いを要します。		

(2) 加算料

契約者回線 1 回線ごとに

付加機能に係るもの			料金額 (円/月) (本体価格)
区 分	内 容	種 別	
固定 I P	標準の固定 I P 8 個を超えて右 の種別の固定 I P を利用	固定 I P 1 6 個	2 5 , 0 0 0
		固定 I P 3 2 個	4 3 , 0 0 0

(3) 加算額

料金種別	単 位	料金額
ア 異経路の線路使用料	—	別に算定する実費
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定するサービス取扱所において閲覧に供します。		

(4) 特別な電気通信設備の使用料

料金種別	料金額
特別な電気通信設備使用料	別に算定する実費

(5) 離島加算額

契約者回線 1 回線ごとに

サービス	品 目	料 金 額 (円/月) (本体価格)
OT インターネット・イーサ	1 0 0 M	2 6 , 0 0 0
	3 0 0 M	6 2 , 0 0 0
OT インターネット・イーサ(シェア型)	3 0 0 M	6 2 , 0 0 0
	5 0 0 M	9 8 , 0 0 0
	1 G	1 8 8 , 0 0 0

(6) 紙請求書発行手数料

区 別	単 位	料金額 (円/回) (本体価格)
紙請求書発行手数料	書面の発行 1 回ごとに	3 0 0

第2 臨時契約に係るもの

使用料又は加算料、加算額

日額

その契約者回線等を臨時契約以外に係る契約とみなした場合に適用される料金額の10分の1

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

区 分	内 容								
(1) 工事費の適用	工事費は、工事を要することとなる契約者回線及び端末設備において、1の工事ごとに適用します。但し、臨時契約に関する工事費の額については、2 工事費の額の規定に係らず別に算定する実費とします。								
(2) 端末設備の移転の場合の工事費の適用	端末設備の移転の場合の工事費は、移転先の取付けに関する工事に適用します。								
(3) 工事の適用区分	標準的な工事の区分は次のとおりとします。 <table border="1"> <tr> <th>工事の区分</th><th>適 用</th></tr> <tr> <td>ア 端末設備に係る工事</td><td>端末設備の設置、区別の変更、移転、接続変更又は一時中断、一時中断の再利用等の場合に適用します。</td></tr> <tr> <td>イ 配線設備に係る工事</td><td>配線設備の設置、区別の変更、移転、接続変更又は一時中断、一時中断の再利用等の場合に適用します。</td></tr> <tr> <td>ウ 回線接続等に係る工事</td><td>契約者回線について、サービス取扱局の主配線盤等において契約者回線の接続工事を要する場合に適用します。</td></tr> </table>	工事の区分	適 用	ア 端末設備に係る工事	端末設備の設置、区別の変更、移転、接続変更又は一時中断、一時中断の再利用等の場合に適用します。	イ 配線設備に係る工事	配線設備の設置、区別の変更、移転、接続変更又は一時中断、一時中断の再利用等の場合に適用します。	ウ 回線接続等に係る工事	契約者回線について、サービス取扱局の主配線盤等において契約者回線の接続工事を要する場合に適用します。
工事の区分	適 用								
ア 端末設備に係る工事	端末設備の設置、区別の変更、移転、接続変更又は一時中断、一時中断の再利用等の場合に適用します。								
イ 配線設備に係る工事	配線設備の設置、区別の変更、移転、接続変更又は一時中断、一時中断の再利用等の場合に適用します。								
ウ 回線接続等に係る工事	契約者回線について、サービス取扱局の主配線盤等において契約者回線の接続工事を要する場合に適用します。								

2 工事費の額

工事の種類	工事費の額（円） （本体価格）
端末設備に係る工事	8,000
配線設備に係る工事	12,000
回線接続等に係る工事	2,500
備考 上記の他、建柱等特別な工事を要する場合は、別途実費相当額を頂くことがあります。	

第2 設備費

1 適用

区 分	内 容
設備費の適用	設備費は、次の設備について適用します。 （ア）臨時契約を締結したものに係る電気通信設備の部分 （イ）異経路の線路の部分 （ウ）特別な電気通信設備の部分

2 設備費の額

単 位	内 容
当該設備ごとに	別に算定する実費
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定するサービス取扱所において閲覧に供します。	

第3表 附帯サービスに関する料金等

第1 トラフィックレポート

1 トラフィックレポートの発行

トラフィックレポートの発行については、別記11（トラフィックレポートの発行）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
適 用	ア トラフィックレポートは、契約者に限り、その契約者回線に係るレポートの発行を行います。 イ 契約者は、トラフィックレポートの発行を開始した日の属する料金月（発行を開始した日の属する料金月と廃止があった日の属する料金月が同一の料金月であった場合は、その料金月とします。）の翌料金月の初日から起算してその発行の廃止があった日の属する料金月の末日までの期間について、発行料の支払いを要します。 ウ トラフィックレポートの発行に係る発行料については、日割りは行いません。 エ 1のトラフィックレポートには、1の契約者回線に係るレポートを発行します。 オ トラフィックレポートは、臨時契約を締結したものについては提供しません。

2 料金額

ア トラフィックレポート（定期発行）に係るもの

区 分	単 位	利用料(円／月) (本体価格)
定期発行	1トラフィックレポートごとに	2, 0 0 0

イ トラフィックレポート（スポット発行）に係るもの

区 分	単 位	利用料(円／回) (本体価格)
スポット発行	1トラフィックレポートごとに	4, 0 0 0

第2 申請手数料

区 分	単 位	料金額(円／回) (本体価格)
申請手数料	1ドメイン名の申請ごとに	6, 0 0 0

(注) 上記の手数料には、J P R S 等への手数料が含まれます。

第3 ドメイン名維持管理料

区 分	単 位	料金額(円／月) (本体価格)
ドメイン名維持管理料	1ドメイン名ごとに	5 0 0

(注) 上記の管理料には、J P R S 等への次年度更新料が含まれます。

第4 固定 I P 変更登録手数料

区 分	単 位	料金額(円／回) (本体価格)
登録手数料	固定 I P 変更に関する1申込みごとに	1 5, 0 0 0

別 表

別表 基本的な技術的事項

1 回線終端装置の技術的事項

当社は、回線終端装置の技術的事項について、次の表のとおり定めます。

サービス	品 目	物理的条件	相互接続回路
OT インターネット・イーサ	1 0 0 M	ISO 標準 ISO8877 準拠コネクタ	IEEE802.3u 100BASE-TX
	3 0 0 M	ISO 標準 ISO8877 準拠コネクタ または JIS 規格 C5964 準拠コネクタ	IEEE802.3ab1000BASE-T または IEEE802.3z1000BASE-SX または IEEE802.3z1000BASE-LX
OT インターネット・イーサ(シェア型)	3 0 0 M		
	5 0 0 M		
	1 G		
OT インターネット・DC コネクト	固定 IP 1	ISO 標準 ISO8877 準拠コネクタ	IEEE802.3ab1000BASE-T
	固定 IP 8		

附 則

附則

（実施期日）

この約款は、平成 21 年（2009 年）11 月 2 日から実施します。

附則

（実施期日）

1 この改正規定は、2019 年 3 月 29 日より実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の請求の取り扱いについては、なお従前とおりとします。
- 4 この改正規定実施前に品目 1 0 0 M b / s のものを利用する契約者は、個別協議のうえ品目 1 0 0 M b / s（1 0 M b / s 保証）のものへの切替えを行います。

附則

（実施期日）

この改正規定は、2020 年 10 月 8 日より実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前とおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の請求の取り扱いについては、なお従前とおりとします。

附則

（実施期日）

この改正規定は、2023 年 10 月 16 日より実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前とおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の請求の取り扱いについては、なお従前とおりとします。

附則

（実施期日）

この改正規定は、2024 年 7 月 1 日より実施します。

附則

（実施期日）

この改正規定は、2025 年 10 月 1 日より実施します。